

健康福祉課だよ

乳がん検診のご案内

来月（6月）のがん検診は・・・女性対象の乳がん検診です。

島根県環境保健公社による検診車での検診になります。年に1度の集団検診となっています。普段からのセルフチェックに加えてこの機会をご利用ください。

～以下の項目にあてはまる方は、

マンモグラフィー検査は受けられませんのでご注意ください～

- 心臓ペースメーカー装着の方
- CVポート、V-Pシャント術後の方
- 豊胸術を受けたことがある方
- 妊娠している方、妊娠の可能性のある方
- 授乳中の方
- 卒乳（断乳）後6ヶ月未満の方



対象

40歳以上の女性

料金

40～49歳 : 2,000円
50歳以上 : 1,000円

※4月1日現在で40・45・50・55・60歳の女性の方には、無料クーポンを事前に郵送いたします。受診の際には無料クーポンを忘れずにお持ちください。

<オプション検査> 乳腺エコー検査 4,320円

※乳腺エコー検査単独では受けられませんのでご了承ください。

<検診までの流れ>

① 事前に役場へ申し込む：健康福祉課（6-0104）に電話でお申し込みください。

申込期間 5月1日（金）～5月15日（金）

- 申し込み順にご希望の日程をお聞きします。（時間の指定はできませんのでご了承ください）
- 5月下旬頃に受診日時を個別通知しますので、必ず内容をご確認ください。

② 検診前日にセルフチェック：検診当日は視触診はありません。

必ずセルフチェックを行った上で受診しましょう。

③ 検診当日は、

受付 → 問診 → 検診（マンモグラフィー：乳房エックス線検査、乳腺エコー）

月日	時間	会場
6月10日（水）	13:30～17:00	中央公民館
6月11日（木）	8:45～17:00	
6月12日（金）	8:45～12:00	美田児童館
6月15日（月）	13:30～17:00	
6月16日（火）	8:45～11:30	黒木公民館

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

— 令和2年度から保険料率が変わります —

後期高齢者医療制度では、本人負担分を除く高齢者の医療費を社会全体で支え合うため、①被保険者が負担する保険料、②現役世代からの支援金、③国・県・市町村からの公費負担の3つでまかなう仕組みになっており、①の被保険者が負担する保険料の料率については2年ごとに改定されます。このたび、令和2・3年度の保険料率については、2月14日に開催された島根県後期高齢者医療広域連合議会において、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

	平成30・令和元年度	令和2・3年度	比較
均等割額	43,440円	50,640円	7,200円増
所得割率	8.25%	9.55%	1.3ポイント増

◇均等割額・所得割率増加の主な要因

- ① 一人当たりの医療費（保険給付費）が毎年3.5%程度伸びる見込みであること。
- ② 医療費のうち、被保険者が保険料で負担する割合を、少子高齢化に伴い国が引き上げたこと

◇保険料について

4月から3月までの年間保険料は、前年の所得状況に応じて個人ごとに計算し、7月にそれぞれ通知を行います。なお、保険料は世帯の所得等によって軽減されることがあります。

《保険料の計算方法》

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(賦課限度額 64万円) (被保険者1人あたり 50,640円) (所得金額※×所得割率 9.55%)

※「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等（「公的年金収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の金額）から基礎控除33万円を差し引いた額です。

◇保険料の軽減について

本来7割軽減の対象の方は、世帯の所得等に応じて、これまでさらに上乗せして保険料軽減制度が設けられていましたが、令和元年度から段階的に見直されています。また、5割軽減と2割軽減についてそれぞれ対象者が拡大されます。

均等割額の軽減

対象世帯 (同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が 以下の基準を超えないこと)	軽減割合	
	令和2年度	令和3年度
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	7.75割軽減 (前:8.5割軽減)	7割軽減
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、「被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	7割軽減 (前:8割軽減)	
基礎控除額(33万円) + 28.5万円×世帯に属する被保険者数を超えない世帯 ※【変更点】これまでの計算式中で28万円であったものが、令和2年度分から28.5万円となります。	5割軽減	
「基礎控除額(33万円) + 52万円×世帯に属する被保険者数」を超えない世帯 ※【変更点】これまでの計算式中で51万円であったものが、令和2年度分から52万円となります。	5割軽減	

※なお、後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険）の被扶養者であった方は、所得割がかからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額を5割軽減します。また、均等割額の軽減で7.75割及び7割軽減対象となる方は、そちらが優先されます。